

○厚生省告示第二百四十四号
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第九条第
 六項の規定に基づき、平成十二年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量
 を次のように公表する。

平成十一年十二月十六日

厚生大臣 丹羽 雄哉

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物

| 年度（平成） | 特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン） |
|--------|------------------------|
| 十二 | 四五九 |
| 十三 | 四八四 |
| 十四 | 五〇五 |
| 十五 | 五二五 |
| 十六 | 五三七 |

二 規則第四条第一号に規定する分別基準適合物

| 年度（平成） | 特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン） |
|--------|------------------------|
| 十二 | 三六九 |
| 十三 | 三八八 |
| 十四 | 四〇六 |
| 十五 | 四二〇 |
| 十六 | 四三一 |

三 規則第四条第三号に規定する分別基準適合物

| 年度（平成） | 特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン） |
|--------|------------------------|
| 十二 | 一八〇 |
| 十三 | 一九〇 |
| 十四 | 一九八 |
| 十五 | 二〇五 |
| 十六 | 二一一 |

四 規則第四条第四号に規定する分別基準適合物

| 年度（平成） | 特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン） |
|--------|------------------------|
| 十二 | 八七 |
| 十三 | 一一〇 |

| 年度（平成） | 特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン） |
|--------|------------------------|
| 十四 | 一五三 |
| 十五 | 一九七 |
| 十六 | 二二三 |

五 規則第四条第五号に規定する分別基準適合物

| 年度（平成） | 特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン） |
|--------|------------------------|
| 十二 | 一〇三 |
| 十三 | 一一〇 |
| 十四 | 一一一 |
| 十五 | 一四〇 |
| 十六 | 一四七 |

六 規則第四条第六号に規定する分別基準適合物

| 年度（平成） | 特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン） |
|--------|------------------------|
| 十二 | 一三九 |
| 十三 | 三八九 |
| 十四 | 四八七 |
| 十五 | 六三六 |
| 十六 | 七〇一 |

○厚生省告示第三号
 通商産業省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十二条
 第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二
 条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年厚生省告示第三号）の一部を次のよ
 うに改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

厚生大臣 丹羽 雄哉
 通商産業大臣 深谷 隆司

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物の項の欄中
 「三五八、六八一」を「四〇一、〇四二」に、「二六六、一八一」を「三三一、九五〇」に、「二九〇、五
 七一」を「二八二、七〇七」に、「二七六」を「一一、八二三」に、「一一、一三八」を「一三、九二七」
 に、「一四、四六一」を「二一、一四六」に改め、同項中「
 規則別表第

二の一の項の下欄のに掲げる業種 二、三、五三」を削り、同表規則第四条第二号に規定する分

別基準適合物の項の量の欄中「六三、九四七」を「六〇、一〇八」に、「二六二、四八三」を「二五五、九〇八」に、「一一一、五三六」を「九五、三〇五」に、「二九、八四六」を「二二八、一五二」に、「七八八」を「七七五」に、「二、〇二二」を「一、八五六」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の量の欄中「六〇、一一八」を「六五、二〇五」に、「四一、七七五」を「三九、一八八」に、「三〇、二四七」を「一五、二四八」に、「二、六八四」を「三、一七三」に、「一、六五二」を「一、八四四」に、「四一九」を「一、〇九三」に改め、同項の次に次の一項を加える。

| | | |
|----------------------|-----------------------|---------|
| 規則第四条第四号に規定する分別基準適合物 | 規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種 | 三三〇、七二七 |
| | 規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種 | 三七、八八三 |
| | 規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種 | 四五、二一七 |
| | 規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種 | 三五、〇五七 |
| | 規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種 | 一六、八一七 |
| | 規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種 | 一六、二〇五 |
| | 規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種 | 一七一、四〇〇 |
| | 規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種 | 一七四、三五七 |

表規則第四条第五号に規定する分別基準適合物の項の業種の欄中「別表第二の四の項」を「別表第二の五の項」に改め、同項の量の欄中「二五、四二六」を「二七、七三三」に、「一八〇、一九二」を「二〇八、七九一」に、「一〇、九九九」を「一一、四七四」に改め、同表に次の一項を加える。

| | | |
|----------------------|-----------------------|---------|
| 規則第四条第六号に規定する分別基準適合物 | 規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種 | 五三九、八五二 |
| | 規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種 | 一一一、三三三 |
| | 規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種 | 六、〇八一 |
| | 規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種 | 六一、一一一 |
| | 規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種 | 三三三、四四四 |
| | 規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種 | 四五、六八一 |
| | 規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種 | 一四四、七三三 |
| | 規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種 | 一八〇、三五一 |

公 告

事 業 譲 渡 公 示 催 告

公 示 催 告

次の申立人から別紙目録表示の証書について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、定められた公示催告期日までに当裁判所に権利を届け出ると同時に証書を提出してください。もし公示催告期日までに届出及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成 11 年（へ）第 29 号

岩手県東磐井郡大東町大原字立町 1 番地 1

申立人 熊谷 英子

申立人代理人 大沢 三郎

公示催告期日 平成 12 年 7 月 10 日 午後 1 時 30 分
平成 11 年 11 月 30 日 盛岡簡易裁判所

(別紙) 目 録

銘柄 株式会社岩手銀行株券

種類枚数 (1) 5 株券 1 枚 (2) 6 株券 1 枚 (3) 10 株券 3 枚 (4) 100 株券 1 枚

記号番号 (1) 113—3549(2) 114—3578(3) 213—7322—7324(4) 12—14158

一株の金額 500 円

最終名義人 申立人

最終所持人 申立人

平成 11 年（へ）第 30 号

東京都足立区伊興 1 丁目 1 番 15 号

申立人 株式会社メンズ・サンエー

代表者代表取締役 村形 龍雄

代理人弁護士 田口 尚真

同 小池 郁男

公示催告期日 平成 12 年 7 月 10 日 午前 10 時
平成 11 年 11 月 30 日 盛岡簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1 通

手形番号 A A 19039

金額 750,000 円

支払期日 平成 12 年 1 月 13 日

支払地 盛岡市

支払場所 株式会社岩手銀行材木町支店

振出日 平成 11 年 9 月 13 日

振出地 盛岡市

振出人 有限会社えびすや

受取人 株式会社メンズ・サンエー

最終所持人 申立人

平成 11 年（へ）第 31 号

岩手県花巻市東宮野目第 11 地割 25 番地

申立人 春山建設株式会社

代表者代表取締役 高山 明久

公示催告期日 平成 12 年 7 月 10 日 午後 1 時 30 分
平成 11 年 11 月 30 日 盛岡簡易裁判所

(別紙) 目 録

銘柄 株式会社岩手県建設会館株券

種類枚数 (1) 1 株券 10 枚 (2) 10 株券 4 枚 (3) 50 株券 1 枚
記号番号 (1) B1—53—57、C1—188—192(2) B—19—20、C—60—61(3) C—1—12
一株の金額 10,000 円
最終名義人 申立人
最終所持人 申立人

平成 11 年（へ）第 32 号

岩手県遠野市綾織町鶴崎 10 地割 32 番地

申立人 及川 排一

申立人代理人 大沢 三郎

公示催告期日 平成 12 年 7 月 10 日 午後 1 時 30 分
平成 11 年 11 月 30 日 盛岡簡易裁判所

(別紙) 目 録

銘柄 株式会社岩手銀行株券

種類枚数 (1) 1 株券 3 枚 (2) 5 株券 1 枚 (3) 10 株券 1 枚 (4) 50 株券 1 枚

記号番号 (1) ち F—1862—1864(2) ち E—706(3) ち D—2302(4) ち C—591

一株の金額 500 円

最終名義人 及川 文八

最終所持人 及川 文八

(申立人は、遺産分割による最終所持人の権利承継人)

平成 11 年（へ）第 8 号

山形県寒河江市南町 2 丁目 3 番 38 号

申立人 中村さだ子

公示催告期日 平成 12 年 7 月 6 日 午前 10 時
平成 11 年 11 月 26 日 鶴岡簡易裁判所

(別紙) 目 録

銘柄 株式会社庄内銀行株券

種類枚数 (1) 100 株券 7 枚 (2) 50 株券 1 枚
記号番号 (1) C1—2433—2434、E1—919、F1—1371、H1—4154—4156(2) F—7600

一株の金額 50 円

最終名義人 中村 良吉

最終所持人 申立人